

タイトル	「廃棄物」概念の解釈論（3）
著者	福士，明；FUKUSHI，Akira
引用	北海学園大学法学研究，56(2)： 67-92
発行日	2020-09-30

「廃棄物」概念の解釈論（三）

福 士 明

目次

はじめに

第一章 総合判断説の確立

第一節 客観説と総合判断説

第二節 総合判断説と学説

第三節 総合判断説と判例（以上、五三巻四号）

第二章 総合判断説の展開

第一節 譲渡類型

一 「入り口」問題類型（以上、五五巻三号）

二 「廃棄物卒業」問題類型（以上、本号）

第二節 自己利用類型

おわりに

二 「廃棄物卒業」問題類型

1 「廃棄物」概念該当性の消失の認知・承認——「廃棄物」卒業論の誕生 ある「廃棄物」に対して、一定の加工・

処理が加えられることによって「廃棄物」でなくなる場合があるか、という点については、争いがありうる。「廃棄物」概念の行政実務上の解釈が、一九七七年に、客観説から総合判断説に変更された理由として、客観説によると、いったん客観的に廃棄物と認定されると廃棄物からの卒業ということがなく、リサイクルにより廃棄物性を消失させることができない、という点が挙げられていたことは、すでに紹介したとおりである。⁽⁸¹⁾しかし、これを反対解釈すると、行政実務上は、総合判断説が採用された時点で、「廃棄物」の卒業という考え方が承認されたことになる。

(1) 裁判例における「廃棄物」卒業の承認 また、広島高裁岡山支判平成一六年七月二日判例自治二六四号六〇頁は、「ある産業廃棄物を再利用のために処理をし、他人に有償で売却することができる状態となった場合には、当該産業廃棄物は、その産業廃棄物該当性を失うものと解される」と判示している。すなわち、「産業廃棄物」に再利用(リサイクル)のための処理がされ、有償で売却できる状態の物(有価物)となった場合には、産業廃棄物該当性を消失するものとしている。本稿では、このタイプの事実を「廃棄物卒業」問題類型として検討する。

(2) 学説における「廃棄物」卒業論 「廃棄物」概念該当性の消失論(「廃棄物」卒業論)について、学説上は、纏まった議論がなされてきたとはいいがたいが、これを肯定するのが一般的な考え方であるといえよう。たとえば、北村喜宣「廃棄物の定義」法教二八九号(二〇〇四年)三頁は、「水戸木くず事件」第一審判決を論評する中で、次のように述べている。

「チップとして販売できていれば、それは当然、産業廃棄物ではない」。「行政実務的には、加工によってはじめて廃棄物性がなくなる」とされている。「現行廃棄物処理法は、行政実務的整理を支持しているといえよう」。

これは、「廃棄物」を加工・処理し、有償で譲渡できる物(有価物)に転換した場合は、元の「廃棄物」は、「廃棄物」概念該当性を消失し、「廃棄物」を卒業することになる、ということを述べたものであり、支持されるべき考え方

であるといえよう。行政実務上は、「廃棄物」は、「無価値」と定義されており、「廃棄物」が「有価値」となつて、その定義上、「廃棄物」でなくなった場合は、当該「廃棄物」はもはや「廃棄物」ではない、すなわち、「廃棄物」概念該当性を消失し、「廃棄物」を卒業したということになるからである。

2 「廃棄物卒業」問題類型の裁判例 「廃棄物」に加工・処理を加えて、他人に有償で売却することができる状態の物(有価物)とした場合、当該「廃棄物」は、「廃棄物」該当性を消失し、「廃棄物」を卒業するとした裁判例として、前述の広島高裁岡山支判平成一六年七月二二日(以下「建設汚泥改良土・取消請求等事件」控訴審判決」という)がある。本件は、産廃処理業者らが建設汚泥を再生(リサイクル)して製造したと主張する「改良土」に関し、当該「改良土」は産業廃棄物に該当するとして市長が行った産廃処理業者らに対する事業停止処分等について、裁判所が、①当該「改良土」は産業廃棄物である「汚泥」とは認められないこと、および②有価物として再生されていない産業廃棄物であるとも認めることはできない、ということを理由として、市長の当該事業停止処分等を取り消したものである。この「建設汚泥改良土・取消請求等事件」控訴審判決の後、かかる違法な事業停止処分等により、損害を被ったとして産廃処理業者が国家賠償を請求した事件として、広島高岡山支判平成二〇年二月一五日J11/DB判例秘書106320203(以下「建設汚泥改良土・国賠請求事件」控訴審判決」という)があり、以下では、これらの裁判例を取り上げる(関係者の名称の記号は、筆者が付したものである)。

(1) 「建設汚泥改良土・取消請求等事件」控訴審判決——「廃棄物」卒業の可能性の承認

事実の概要

Xは、産業廃棄物収集運搬業、同処分業および特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有し、産業廃棄物処理を主な業務とする会社であり、汚泥を受け入れ(その大半は、訴外A共同企業がシールド工事を請け負っている作業所から排出されたものである)、これを再生して「改良土」として、一〇トンあたり二〇〇〇円(その後三五〇〇円)で訴

外B（重機数台を有し、土木工事を業として行っている会社、その代表者は甲）およびX₂（産業廃棄物収集運搬業を営む会社、その代表者は甲の妻）に売却し、訴外BおよびX₂は、本件土地を重機置場にする目的で、これを搬入し、本件土地の埋め立てを行っていた。

これに対して、岡山市長Yは、本件「改良土」は、産業廃棄物たる「汚泥」であるとして、X₁が訴外BことX₂に「汚泥」の収集運搬を委託するには契約書面を作成する義務があるのに、これに違反したとして、X₁に対し前記各業の一日間の停止処分と産業廃棄物処理に係る許可証の返納を求める通知をし、X₂に対しては、本件土地およびその周辺への「汚泥」の搬入の中止と本件土地およびその周辺に放棄している「汚泥」を適正処分のため撤去することを命じた。⁸²⁾ X₁とX₂（以下「X₁ら」という）は、これを不服として、主位的に各処分等の無効確認、予備的に取消しを求めて出訴。第一審判決（岡山地裁平成一四年一〇月一日判例自治二六四号七七頁）は、本件係争物は産業廃棄物であるとして、X₁らの請求を認めなかったため、X₁らが控訴したのが、本件である。

【判旨】 本判決は、最初に「廃棄物」の定義と「産業廃棄物」の定義規定について述べ、それらを根拠として、ある産業廃棄物が「産業廃棄物」該当性を消失する場合について、次のように説示している。

「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案して定めるべきものと解される。したがって、当該物について、占有者が主観的に他人に有償で売却することができると判断しただけであって、客観的には他人に有償で売却することができないものは、廃棄物に該当するといわざるを得ない」。

「また、廃棄物処理法は、同条四項一号において、『産業廃棄物』とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。」と定義している。そし

て、同法施行令二条は、上記政令で定める廃棄物について、紙くず等一二種類のものを規定するほか、一三号において「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの」と規定している」。

「以上によれば、ある産業廃棄物を再利用のために処理をし、他人に有償で売却することができる状態となった場合には、当該産業廃棄物は、その産業廃棄物該当性を失うものと解される。したがって、ある産業廃棄物に何らかの処理がなされても、未だ他人に有償で売却することができる状態に至っていない場合には、その産業廃棄物該当性は失われないものと解される」

次に、本判決は、「本件係争物が汚泥であったということ又は本件係争物はこれを他人に有償で売却することができるものであったということについて、被控訴人（岡山市長―筆者注）がその主張立証をする責任を負うといわなければならない」として、市長に主張立証責任があることを前提とした上で、本件係争物の「産業廃棄物」該当性については、次のような二つの結論を導いている。

ひとつは、産業廃棄物たる「汚泥」該当性についてであり、本判決は、これについて次のように判示している。

本件「事実」⁽⁸³⁾関係と旧厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室作成の「建設廃棄物処理指針」（平成二年三月）⁽⁸⁴⁾から、「本件係争物は産業廃棄物である汚泥であるとは認められない」。なお、「本件指針によれば、土質を示すコーン指数も汚泥かどうかを判断する基準の一つとされているところ、産廃課職員は、…本件係争物を採取したが、これらについて、コーン指数についての検査が行われていない…ため、本件の場合、コーン指数の点から本件係争物の性状を判断することはできない。さらに、被控訴人は、泥状物堆積実験を行い、その報告書等…を提出するが、上記実験に用いられた建設発生土は、その性状、そのダンプアウト中の状態等からして、本件係争物とはその性状を

著しく異にするものといわざるを得ないから、上記実験結果によっても、上記結論は左右されない」。もうひとつは、「有価物」としての再生の有無についてであり、この点について、本判決は、次のように判示している。

「本件係争物が有価物ではなく、訴外Bを含む控訴人ら（X₁らのこと―筆者注）の間で売買が仮装されたと断定することはできないといわざるを得ない。したがって、本件係争物については、有価物として再生されていない産業廃棄物であるとも認めることはできない」。

そして、その理由としては、次のようなことが挙げられている。①被控訴人（岡山市長）は、本件の場合、X₁は訴外Bに一〇トンあたり三五〇〇円で売却した本件係争物を一〇トンあたり四七五〇円の運搬賃等を支払って納品しており、控訴人らは、有償での売却を仮装している旨主張しているが、そもそも、被控訴人が主張する上記仮装の根拠は、控訴人ら代理人が被控訴人に提出した弁明書に添付された資料であるところ、そこに有償譲渡仮装の証拠資料を誤って混入させてしまうというような事態は想定し難いこと、また、②被控訴人は、X₁が訴外Bに対し、一〇トンあたり三五〇〇円という極めて安価であるいは原価割れで本件係争物を販売しているとも主張するが、証拠によれば、X₁は、訴外共同企業体から汚泥の処理を委託され、その委託代金として、ダンプ一台あたり一万八〇〇〇円を受領しており、石灰代、人件費等の製造費用を差し引いても、一〇トンあたり三五〇〇円で販売すると、一立米あたり約一〇〇〇円程度の利益を得ることができると認められるため、これらの点を総合考慮すると、本件の場合、上記請求書中のX₁の訴外Bに対する支払が本件係争物の本件土地への運搬賃等であると断定することまではできないこと、他方、③本件係争物には、控訴人らが主張するとおり、石灰が添加されていたことが認められるのであって、このことは本件係争物がX₁の事業場に設置されている改良土プラントで処理されたことを裏付けけるものである上、本件係

争物によって埋立てられた本件土地が三年以上経った時点においても、当初の形状を保持していることは、本件係争物が控訴人ら主張の締め固めの効果を持つことを裏付けるものであること、さらに、④X₁は、建設汚泥を材料とした改良土について、他にも販売実績を有していること、である。

判決の評価⁽⁸⁾

「廃棄物卒業」問題類型という観点からの本判決の特徴としては、二点を挙げることができる。

第一点は、「廃棄物」を加工・処理して、他人に有償で売却できる状態の物（有価物）にした場合は、「廃棄物」概念該当性を消失すること、すなわち「廃棄物」からの卒業ということを認めたことである。行政実務上は、「廃棄物」は、「無価物」であり、「有価物」は「廃棄物」ではないと解されてきたことから、「廃棄物」に加工・処理が行われ、有償譲渡できる「有価物」に転換した場合は、「廃棄物」でないことは明らかであるとは思われるが、これを明示した意味は大きいといえよう。

ただし、本判決では、「建設汚泥」を処理した本件「改良土」が「有価物」となり、産業廃棄物該当性を消失させたと認定されているわけではなく、本件係争物が「有償で売却することができないもの」であることの立証責任は市長にあることを前提として、「本件係争物については、有価物として再生されていない産業廃棄物であるとも認めることはできない」と判断されたにとどまるものである。

第二点目は、本判決は「他人に有償で売却することができている状態となった場合には、当該産業廃棄物は、その産業廃棄物該当性を失う」と述べており、「廃棄物」卒業基準としては、「有償で売却することができている状態」の物（有価物）となることが挙げられているにとどまり、「廃棄物」概念該当性の消失を五要素等で判断することとはしていないことである。もっとも、本判決は、「本件係争物については、有価物として再生されていない産業廃棄物であるとも認めることはできない」とする理由として、有償売却の点だけではなく、性状も挙げているように思われ（**判旨**）の中

理由③）、この点は、明確ではないところである。

なお、本判決は、「廃棄物」概念の定義として、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案して定めるべきものと解される」として、「おから事件」最高裁決定（一九九九年）のものではなく、一九七七年通知（厚生省生活衛生局水道環境部環境計画課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（昭和五二年三月二六日環計三七号））により改正された厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和四六年一〇月二五環整四五号）の定義を採用しているものである。

（２）「建設汚泥改良土・国賠請求事件」控訴審判決——「廃棄物」卒業の承認

事実の概要

本件は、産業廃棄物処理業者であるX₁が、岡山市に対し、その代表者たる市長が行った事業停止処分および産業廃棄物処理業に係る許可証の返納命令が違法であるとして、国家賠償法一条一項に基づき、損害賠償三億七五八七万四五一六円および遅延損害金の支払を求めた事案である。一審（岡山地判平成一八年六月二一日判時一九六一号一三三頁）は、損害賠償五五七万七八九二円と遅延損害金を認容し、その余を棄却したため、当事者双方がそれぞれその敗訴部分を不服として控訴した。本判決は、X₁に対する事業停止処分が違法であることについては、前述の「建設汚泥改良土・取消請求等事件」控訴審判決で確定していたため、この処分についての市長の過失の有無につき、本件係争物の「汚泥」該当性と「有価物」非該当の判断について検討し、それぞれ過失を認めている。

判旨

本判決は、本件係争物の「汚泥」該当性判断に関する市長の過失については、次のように判示している。

「岡山市長は、本件係争物が汚泥であるかどうかを判断するに当たり、pHや重金属類の分析検査等を含めて本件処分時までに収集された資料だけでは適切な判断が不可能又は著しく困難であったにもかかわらず、追加の資料は不要で

あると即断して、コーン指数の測定等の土質検査をするなど、十分な調査を尽くさないまま本件処分を行ったといわざるを得ない。したがって、岡山市長は、本件処分を行うに当たり、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったので、過失があったといふべきである」。

次に、本判決は、「有価物」非該当性判断に関する市長の過失について、次のように判示している。

岡山市産業廃棄物対策課課長乙の原審証言によると、「乙は、本件係争物は一般の改良土より極めて安く、一審原告の販売実績も株式会社BとX₂の二社のみであつて市場性がなかったので、有価物ではないと判断したものである。

しかし、一審原告は、「弁明書」において、本件係争物が有価物（第三種・第四種改良土建設資材）であると主張していただけでなく、平成六年一二月から平成一二年八月までの間、B及びX₂のほか、株式会社a建設、b及び有限会社c住宅建設に対しても、本件係争物を一立方メートル当たり五〇〇円で販売していた実績があると主張し、その疎明資料として注文書等を提出していたこと・・・、一審原告は、「弁明書（補充）」では、本件係争物と同種のことを製造している業者は他にないので、売買価格を比べることはできないはずであり、一立方メートル当たり五〇〇円という売却価格が本件係争物（第三種・第四種改良土）の売却価格としてかなり安価であるとは考えていないなどと主張していたこと・・・、岡山県内の同業他社が製造している通常の改良土（第二種改良土）の販売価格は、一t当たり九〇〇ないし一四〇〇円であり、高すぎて民間工事には使用されていないが、他の都道府県では、改良土（第二種改良土）が一t当たり四〇〇ないし五〇〇円で取引され、民間工事にも使用されていること・・・、一審原告は、本件係争物（第三種・第四種改良土）の原材料として汚泥二割、残土八割を利用しているため、汚泥の処分受託料と残土リサイクル受託料で改良土製造原価を上回っており、一立方メートル当たり約五〇〇円の利益があるため、本件係争物を一t当たり三五〇円（一立方メートル当たり五〇〇円）と安く販売してもなお一立方メートル当たり約一〇〇

○円の利益が得られること・・・などに徴すると、本件係争物の販売実績はBとX₂の二社のみであったわけではないので、本件係争物に市場性がないとはいえないし、本件係争物が一般の改良土より安いことから直ちに有価物でないということもできない。

そうすると、岡山市長は、本件係争物について対価を支払って取得する価値があるとはいえず、有償で売却できる有価物には該当しないと判断するに当たり、一審原告の「弁明書」における主張や疎明資料に照らすと、本件処分時までに収集した資料が不十分なものであることが容易に判明したにもかかわらず、十分な資料を収集しないまま本件処分を行ったといわざるを得ない。したがって、この点においても、岡山市長は、本件処分を行うに当たり、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしておらず、過失があったといわなければならない。

判決の評価

本件では、市長が行った事業停止処分が違法であることは、「建設汚泥改良土・取消請求等事件」控訴審判決で確定していたため、市長が改良土を産業廃棄物たる「汚泥」に該当するとした判断と「有価物」に該当しないとした判断の過失の有無が問題とされた。「廃棄物卒業」問題類型という観点からは、本判決の特徴として、二点を挙げることでしよう。

第一点は、本判決は、「本件係争物の販売実績はBとX₂の二社のみであったわけではないので、本件係争物に市場性がないとはいえないし、本件係争物が一般の改良土より安いことから直ちに有価物でないということもできない」と判示して、本件係争物である「改良土」が廃棄物性を消失しており「廃棄物」を卒業している、と判断しているとみられることである。本判決では、建設汚泥改良土・取消請求等事件」控訴審判決と異なり、本件「改良土」の「廃棄物」卒業が認定されているように思われる。

第二点目は、本判決は、前述のように、「本件係争物の販売実績はBとX₂の二社のみであったわけではないので、本

件係争物に市場性がないとはいえないし、本件係争物が一般の改良土より安いことから直ちに有価物でないということもできない」として、「廃棄物」の卒業基準として、①係争物が「有価物」であるということだけではなく、その他に②「市場性」も有することを挙げていると解されるような表現をしていることである。ただ、この判示は、岡山市産業廃棄物対策課課長乙の原審証言によると、「乙は、本件係争物は一般の改良土より極めて安く、一番原告の販売実績も株式会社BとX₂の二社のみであって市場性がなかったため、有価物ではないと判断した」ということに対する回答という意味をも持つものであり、「市場性」を有するということが「有価物」であることと同義であるか又はその判断指標として挙げられていると解することが妥当のように思われるところである。

3 行政実務における「廃棄物」卒業基準 二〇〇四年の「建設汚泥改良土・取消請求等事件」控訴審判決ののち、二〇〇五年に、「建設汚泥処理物」の廃棄物該当性の判断指針について、通知（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」平成一七年七月二五日環廃産発〇五〇七二五〇〇二号）（以下「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断基準」通知）または単に「通知」という）が発出されている。⁽⁸⁶⁾通知でいう「建設汚泥処理物」とは、工作物の建設工事に伴って排出される産業廃棄物である「建設汚泥」に中間処理を加えた後の物であり、この通知は、中間処理後の「建設汚泥処理物」の「有価物」（または「廃棄物」）該当性の判断基準、ひいては「廃棄物」卒業基準を提示するものである。

(1) 「建設汚泥処理物」に関する通知の認識 「建設汚泥処理物」が「有価物」となる判断基準を提示するにあたって、本通知は、「建設汚泥処理物」について「建設資材として用いられる場合であっても、用途（盛土、裏込め、堤防等）ごとに当該用途に適した性状は異なること」を前提に、「建設汚泥処理物」の「廃棄物」卒業について、次のような厳しい見方を提示している（「第一 建設汚泥処理物の廃棄物該当性判断に係る基本的考え方」）。

「建設汚泥処理物」については、競合する材料である土砂に対して現状では市場における競争力がないこと等から、あらかじめその具体的な用途が定まっており再生利用先が確保されていなければ、結局は不要物として処分される可能性が極めて高いため、その客観的な性状だけからただちに有価物（廃棄物に該当しない物をいう。以下同じ）と判断することはできない。また、現状において建設汚泥処理物の市場が非常に狭いものであるから、建設汚泥処理物が有償譲渡される場合であってもそれが経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要であり、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもってただちに有価物と判断することも妥当とは言えない。

「建設汚泥処理物」の「廃棄物」卒業について、このような厳しい見方が示されているのは、当時、建設汚泥処理物については、土地造成や土壤改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等を持ち込まれる事例が多発していたという事情がある（通知・前書き）。

(2) 「建設汚泥処理物」の「廃棄物」卒業基準 本通知は、「廃棄物」たる「建設汚泥」に中間処理を加えた「建設汚泥処理物」が「廃棄物」として規制の対象にならない場合（「廃棄物」該当性を消失する場合）について、三つの場面を想定している。

第一は、一般的に、市場で取引される「建設汚泥処理物」の「廃棄物」該当性消失（「廃棄物」卒業）の有無が判断される場合であり、この場合の「廃棄物」卒業基準については、「入口問題類型」と同じ基準——廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合して判断すべきものである——を採用することを明示した上で（前記・第一 建設汚泥処理物の廃棄物該当性判断に係る基本的考え方）、具体の事例において、次の一から五までの判断要素（「有価物」判断要素）を総合判断することによって、当該「建設汚泥処理物」

が「廃棄物」に該当するかあるいは「有価物」であるかを判断すべきであるとしている。各判断要素の基準は、次のようである（「第二 総合判断にあたっての各種判断要素の基準」）。

一 物の性状について 当該建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ飛散・流出、悪臭の発生など生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないものであること。当該建設汚泥処理物がこの基準を満たさない場合には、通常このことのみをもって廃棄物に該当するものと解して差し支えない。⁽⁸⁸⁾

二 排出の状況 当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること。⁽⁸⁹⁾

三 通常の取扱い形態 当該建設汚泥処理物について建設資材としての市場が形成されていること。なお、現状において、建設汚泥処理物は、特別な処理や加工を行った場合を除き、通常の脱水、乾燥、固化等の処理を行っただけでは、一般的に競合材料である土砂に対して市場における競争力がないこと等から、建設資材としての広範な需要が認められる状況にはない。⁽⁹⁰⁾

四 取引価値の有無 当該建設汚泥処理物が当事者間で有償譲渡されており、当該取引に客観的合理性があること。⁽⁹¹⁾

五 占有者の意思 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡しようとする、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思があること。したがって、占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではない。⁽⁹²⁾

本通知では、「廃棄物卒業」問題類型における「廃棄物」卒業の判断要素と「入り口」問題類型における「廃棄物」該当の判断要素は、基本的に、同一のものとされている。ある物が「廃棄物」であるかどうかの判断要素が、加工・処理前の物が「廃棄物」であるかどうかを判断する場合と「廃棄物」に加工・処理がなされ「廃棄物」でなくなった

かどうかを判断する場合とで異なると解することに格別合理的な理由を見出しがたく、両者を基本的に同じ諸要素で判断することは妥当と考えられよう。

第二は、「自ら利用」についての場合であり、この場合についても、上記の各有価物判断要素を総合的に勘案して廃棄物該当性を判断する必要がある、とされている。ただし、「建設工事から発生した土砂や汚泥を、適正に利用できる品質にした上で、排出事業者が当該工事現場又は当該排出事業者の複数の工事間において再度建設資材として利用することは従来から行われてきたところであり、このように排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当する」とされており、「自己利用類型」では、「譲渡類型」とは異なる判断基準が用いられている。

第三は、建設汚泥の再生利用に係る環境大臣による廃棄物処理法の規定に基づく再生利用認定制度の下で認定を受けた者が、当該建設汚泥処理物をその再生利用先へ搬入した場合は、「有償譲渡されるものではなくとも」、その搬入時点において、建設資材として取引価値（自ら利用する場合には利用価値）を有するものとして取り扱うことが可能である、とされている。これは、「認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められている」からとされている。また、廃棄物処理法施行規則の規定による都道府県知事または保健所設置市市長による再生利用指定制度において、「環境大臣の認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制度の下で再生された建設汚

泥処理物について同様の取扱いをして差し支えない」とされている。

これは、環境大臣の再生利用認定制度および知事等の再生利用指定制度という法令に基づく制度により認定もしくは指定を受けた場合は、当該認定・指定に係る建設汚泥処理物については、「有償譲渡されるものではなくとも」、「客観的な価値」を有し、また、「当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない」利用が「客観的に担保できる体制」が講じられているため、廃棄物として扱う必要がない、という措置が採られたものであり、「認定及び指定を根拠とする規制緩和として重要である」と評されている⁹⁵⁾。

本通知は、「廃棄物」たる「建設汚泥」に中間処理を加えた「建設汚泥処理物」が「廃棄物」を卒業する三つの場면을提示するものであるが、これら三つの場面で提示された「廃棄物」卒業基準は、他の廃棄物に対する加工・処理後の「廃棄物」卒業基準についても応用可能な性格をもつもののように思われる。

4 「廃棄物」卒業基準に関する若干の検討 再生利用のために「廃棄物」に加工・処理を加えることによって、それが「有価物」に転換された場合は、「廃棄物」概念該当性を消失し、「廃棄物」としての規制を受けなくなる場合があるということについては、学説・判例・行政実務上も一般に承認されているということができよう。また、行政実務上は、「建設汚泥処理物」について、再生利用認定制度（ないし再生利用指定制度）および自己利用の場合について、特別の「廃棄物」卒業基準が設けられていることは、前述の通りである。以下では、「廃棄物」卒業基準に関し、これら三つの場面について、多少の検討を加えておきたい。

（１）「廃棄物」の「有価物」への転換 「廃棄物」は、「無価物」とあるという定義からは、「廃棄物」が、加工・処理によって、「有価物」に転換した場合は、「廃棄物」でなくなる（「廃棄物」性の消失）「廃棄物（卒業）」という解釈は、ごく自然のもののように思われる。また、「廃棄物」＝「無価物」であるか否かについて、五要素等を総合して判断

するという最高裁決定および行政実務上の「廃棄物」概念該当性の判断方式からは、「廃棄物」の「有価物」への転換についても、五要素等を総合判断して決することになるのは、極めて説得力のある解釈であるように思われる。

他方、循環基本法は「廃棄物等」の「循環的利用の促進を法政策としたものである」という見地から、「客観主義的総合判断説を適用」すべきであり、これまでは「取引価値の有無」が重視されてきたが、今後は「通常の取扱い形態」の方をより重視すべきであり「無価物」か否かを決め手とするよりは、「廃棄物」として規制するか否かについて、諸要素を適切に総合考慮し、最終的には、公衆衛生の向上と生活環境の保全という廃棄物処理法の目的から判断すべきである、という見解があることは、すでに少し触れたところである。⁽⁹⁶⁾北村喜宣教授は、「総合判断説・再考」同『廃棄物法制の軌跡と課題』（信山社、二〇一九年）の中で、次のように述べていた。今少し詳しく紹介しておきたい。

まず、循環基本法は「廃棄物等」の「循環的利用の促進を法政策としたものである」という見地から、「客観主義的総合判断説を適用」すべきことについては、次のように述べられている。

「二〇〇〇年に制定された環境基本法は、「廃棄物」（二条二項一号）のほかに、「人の活動に伴い副次的に得られた物品」という概念を創出した（二条二項二号）。そのうえで、一号物と二号物をあわせて「廃棄物等」とし、その循環的利用の促進を法政策としたのである。解釈論としては、こうした動きを踏まえて客観主義的総合判断説を適用するのが適切である」（五八頁）。

次に、客観主義的総合判断説を適用するにあたっては、「総合判断の再整理」を行い、今後は「取引価値の有無」よりも「通常の取扱い形態」をより重視すべきであることについては、以下のように説明されている。

「今後は、「取引価値の有無」をそれほど重視せず、「通常の取扱い形態」に、より多くの注意を払うべきではないだろうか。売買においては、売主が買主のもとに商品をお届けるのが通常の商慣行である」。「その結果、遠方に納品する

場合、個別の取引だけをみれば、運搬費用が購入費用を上回ってしまうことがある。「取引価値の有無」の基準を単純にあてはめれば手元マイナスであって、廃棄物性が強く推認される。

ところが、たしかに副産物ではあるけれども、リサイクルを前提として、発生過程において、その品質にそれなりの配慮がなされている場合がある「その例として銅スラグがある―筆者注」⁹⁷。そして、買主が当該物品の利用価値を認めて対価を支払っているのであれば、売主と買主の双方にとって有価物なのであり、保管や運搬にあたってそれが「ぞんざいに」扱われることはない。性状についても、外部性を発生させないようにそれなりに「手をかけている」「金をかけている」のであれば、副産物という「出自」のみで判断するのは妥当ではない」（以上、五九頁）。

そして、最後に、このような場合について、廃棄物処理法の目的という見地から、規制対象とする必要がないことについて、次のように述べられている。

このような場合、「適正な管理を占有者に任せておけばよいのであり、公衆衛生の向上と生活環境の保全を目的とする廃棄物処理法の規制対象とする前提に欠ける」。他方、「通常の取扱い形態」としては、当該物に関して製品としての市場が形成されているかどうかが重視されている」ところ、それ以外にも、「製品としての扱われ方」「現実の利用状況」に注目すべきである（以上、五九―六〇頁）。

「リサイクル」予定物に関する本説の特色として、三点を挙げることができるといわれる。第一は、本説では、「廃棄物」は、有償譲渡できない物、すなわち「無価物」とであるという定義を行い、これについて諸要素の総合考慮から「廃棄物」概念該当性を判断する二段階構造の判断方式は、用いられていない（否定されている）と評価できるところである。本説では、「廃棄物」概念該当性は、諸要素の総合考慮から直接判定されているように思われる。第二は、諸要素の総合考慮は、最終的には、公衆衛生の向上と生活環境の保全という廃棄物処理法の目的から評価され、その

規制対象とする必要がない場合は、「廃棄物」概念該当性を否定されることである。そして、この総合考慮に際しては、通常の取扱い形態が重視され、製品市場の形成、製品としての扱われ方、および現実の利用状況からみて、有用な製品として取り扱われ、廃棄物処理法の目的を阻害するような状況がないようであれば、「廃棄物」概念該当性が否定されることになる。鉄鋼スラグのように、生活環境の保全に配慮が行われ買主が対価を払う製品市場が形成されているような場合がその例であるということができよう。そして、第三に、この見解は、「リサイクル」予定物の循環的利用という循環基本法の法政策を基礎としていることである。循環基本法は、廃棄物等に関する基本法であり、廃棄物処理法の「廃棄物」概念も循環基本法の法政策に沿うものであることが要請されることになる。

本説は、客観主義的総合判断説であり、且つ「廃棄物」概念該当性直接判定型の古田説と親和性を有するものと評価することができる。改めて古田説を紹介すると次のような説であった。

「廃棄物に当たるか否かは、その物の性状、保管及び排出の状況、取引価値の有無、通常の取扱形態等の客観的事実に、これらの要素からみて、社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思も加えて総合判断し、生活環境の保全及び公衆衛生の保持の観点から廃棄物として扱うか否かを個別・具体的に決するほかない」⁽⁹⁸⁾。

「譲渡類型」における「廃棄物卒業」問題類型についても、「廃棄物」概念該当性については、「入り口」問題類型と同じ基準で判定するのが妥当であると考えられよう。

(2) リサイクル促進と規制緩和 廃棄物処理法の「再生利用認定制度」は、環境大臣の認定を受けた者については処理業と施設設置の許可を不要とする規制緩和策を講じること、すなわち、一部「廃棄物」としての取り扱いを解除することにより、リサイクルを促進し、廃棄物の減量化を推進するための制度である⁽⁹⁹⁾。この認定制度は、「廃棄物」該当性を消失させるものではないが、「廃棄物」としての規制を一部解除することによって、リサイクルによる「廃棄物

の減量化」という政策目的を達成させるものであり、事業者にとっては「廃棄物」卒業と（一部）同様の効用をもたらす制度である。この特例措置は、例外的なものとして位置づけられており、環境大臣の認定は、廃棄物処理法の目的を阻害しないように、「生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って」行われるものとされている。⁽⁹⁰⁾

この「再生利用認定制度」は、リサイクルによる「廃棄物の減量化」という目的を達成するために、廃棄物処理法の目的を阻害しない範囲で「廃棄物」としての取扱いを一部免除する特例制度であり、循環基本法のリサイクル促進という目的達成のために、「公衆衛生の向上及び生活環境の保全」という廃棄物処理法の目的に支障が生じない限度で、同法の規制対象から解除する、という考えを採用するものと解釈することが可能である。

「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断基準」通知では、再生利用認定制度の対象となっている建設汚泥処理物の場合は、「有償譲渡されるものではなくとも」、「客観的な価値」を有し、また、「当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない」利用が「客観的に担保できる体制」が講じられているため、廃棄物として扱う必要がない、とされているが、これは、「リサイクル」予定物が「有価物」でなくとも、客観的な価値がある物（「有用物」）であり、その利用により廃棄物処理法の目的を阻害しないことが担保されている場合は、廃棄物処理法の規制対象とする必要はない、という立場を採用したものと理解できるものである。これは、循環基本法の「廃棄物等のうちの有用なもの」の循環的利用⁽⁹¹⁾という法政策に適合的な立場であるといえよう。

（３）「自己利用類型」と「廃棄物」卒業基準 「自己利用類型」の場合、前記「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断基準」通知では、廃棄物の加工・処理による「廃棄物」卒業基準については、「譲渡類型」とは異なる判断基準が用いられている。すなわち、①建設工事から発生した土砂や汚泥を適正な品質で再度建設資材として利用することは従

来から行われてきたところであり、②建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、「他人に有償譲渡できるもの」でなくとも、「自ら利用に該当する」とされている。

このように「自己利用類型」の場合は、行政実務上、「廃棄物」概念該当性を判定する場合に、「譲渡類型」とは明らかに異なる基準ないし考慮要素により判定される局面が存在している。そこで、次に、「譲渡類型」と対比される「自己利用類型」について、「入り口」問題類型と「廃棄物卒業」問題類型に分けて検討することとする。

(81) 本稿(一)・北海学園大学法学研究五三巻四号四一八頁。

(82) 本判決の関係者(当事者等)に関する事実認定は、やや理解しにくいものとなっている。まず、本件の控訴人(原告)は、 X_1 と X_2 であることは判決文から明らかである。次に、本判決は、①二〇〇〇年九月一日と同月一四日、訴外B所有の一〇トンダンプによって、 X_1 の事業所から本件土地に本件係争物が運搬されたこと、②ダンプ運転手Cが、二〇〇〇年九月二一日に、本件土地に本件係争物を降ろしたので、産廃課職員が事情聴取したところ、Cは、訴外Bの代表者の指示により、二〇〇〇年五月もしくは六月ごろから、 X_1 から改良土として購入したものを X_1 の事業所から本件土地に搬入し、埋立に使用していたと答えたこと、③被控訴人(被告市長)が X_1 に送付した弁明の機会付与通知書では、不利益処分の原因事実として、二〇〇〇年六月上旬から同年九月二一日までの間、本件係争物を「訴外Bこと X_2 」に収集運搬を委託したことが委託基準違反とされていること、また④被控訴人は、「 X_2 及びB」に対して弁明の機会付与通知書を送付していること、⑤弁明の機会付与通知書(補充)では、 X_1 の「改良土」の販売先は、二〇〇〇年五月以降、「訴外Bこと X_2 」のみであるとされていること、および⑥最終的に各処分は X_1 と X_2 になされていること、などを認定している。本判決の「当裁判所の判断」(争点に関する判断)の箇所では、本件係争物を運搬したのは、訴外Bであり、 X_1 の「改良土」の販売先は、訴外Bと表記されていることをあらかじめ指摘しておきたい。

(83) 本判決は、次のような事実認定をしている。①被控訴人は、本件土地へダンプアウトされた直後の本件係争物について目視、歩行実験した結果及び関係者からの事情聴取から、本件係争物は、本件土地への搬入時点で泥状を呈しており、本件土地に人工的に掘った穴で天日乾燥して固めた後でなければ埋め立てることができないほどの流動性を有しており、平成二二年九月二一日に歩行実験を

行つたところ、同実験を実施した産廃課職員は、くるぶしのあたりまで埋まり、歩行困難な状態であつたと報告していること等から、本件係争物は産業廃棄物である汚泥であると主張していること。②他方、証拠によれば、平成十二年九月二日に本件土地へダンプアウトされた直後の本件係争物は、Xの事業場でダンプに積載され、山道を約二〇分程度要して運搬されたにもかかわらず、約四五度の安息角をもつて堆積しており、ダンプの荷台にも粘土状あるいは液状の物体の付着は認められないこと、同月一四日の本件係争物もほぼ同様な状態であつたことが認められること、である。

(84) 本判決は、「汚泥」とは、「工場排水等の処理後に残るでい状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずるでい状のものであつて、有機性及び無機性のものをすべて含むとされている」ところ、「旧厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室作成」の「建設廃棄物処理指針」によれば、「建設汚泥の取扱ひ」として、以下のとおり記載されていた、としている。すなわち、①「地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴つて排出されるものうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥として取り扱う。また、粒子が直径七四ミクロンを超える粒子をおおむね九五%以上含む掘削物にあつては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行つて泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであつて、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる」こと。②「泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね二〇〇kN/平方メートル以下又は一軸圧縮強度がおおむね五〇kN/平方メートル以下である」こと。③「しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であつても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は産業廃棄物処理法の対象外である」こと。④「この土砂が汚泥かの判断は、掘削工事に伴つて排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる」というものである。

(85) 本判決の判例批評として、福士明「判批」いんだすと二一八号(二〇〇五年)一〇頁がある。なお、当時の建設汚泥のリサイクルの状況については、野田勝(当時・国土交通省 総合政策局建設副産物企画官)「建設汚泥の再生利用促進に向けた取り組み」いんだすと二一八号(二〇〇五年)六頁、佐藤朋彦「もたつく建設汚泥リサイクル」いんだすと二一八号(二〇〇五年)一三頁がある。

(86) 本通知の背景や基本的考え方などについて解説したものととして、豊住朝子(当時・環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)「建設汚泥廃棄物の廃棄物該当性の判断指針について」いんだすと二一八号(二〇〇五年)二頁がある。

- (87) 「建設汚泥処理物」の例として、通知では、①建設汚泥にセメント等の固化剤を混練し、流動性を有する状態で安定化させたもの、②建設汚泥に石灰等の固化剤や添加剤を加え脱水させたもの、および③建設汚泥を脱水・乾燥させたもの、が挙げられている。
- (88) 通知では、続けて、次のように述べられている。「実際の判断に当たっては、当該建設汚泥処理物の品質及び再生利用の実績に基づき、当該建設汚泥処理物が土壌の汚染に係る環境基準「建設汚泥再生利用技術基準（案）」（平成十一年三月二十九日付け建設省技調発第七一号建設大臣官房技術調査室長通達）に示される用途別の品質及び仕様書等で規定された要求品質に適合していること、このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある」。
- (89) 通知では、続けて、次のように述べられている。「実際の判断に当たっては、搬出記録と設計図書の記載が整合していること、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われ、かつその検査結果が上記一の「物の性状」において要求される品質に適合していること、又は搬出の際の品質管理体制が確保されていること等を確認する必要がある」。
- (90) 通知では、続けて、次のように述べられている。「実際の判断に当たっては建設資材としての市場が一般に認められる利用方法以外の場合にあっては、下記四の「取引価値の有無」の観点から当該利用方法に特段の合理性があることを確認する必要がある」。なお、建設資材としての市場が一般に認められる建設汚泥処理物の利用方法の例として、通知では、①焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整しドレン材として用いる場合、②焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整し路盤材として利用する場合、③スラリー化安定処理した上で、流動化処理工法等に用いる場合、および④焼成処理した上で、レンガやブロック等に加工し造園等に用いる場合、が挙げられている。
- (91) 通知では、続けて、次のように述べられている。「実際の判断に当たっては、有償譲渡契約や特定の有償譲渡の事実をもってただちに有価物であると判断するのではなく、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要である」。「また、建設資材として利用する工事に係る計画について、工事の発注者又は施工者から示される設計図書、確認書等により確認するとともに、当該工事が遵守あるいは準拠しようとする、又は遵守あるいは準拠したとされる施工指針や共通仕様書等から、当該建設汚泥処理物の品質、数量等が当該工事の仕様に適合したものであり、かつ構造的に安定した工事が実施される、又は実施されたことを確認することも必要である」。
- (92) 通知では、続けて、次のように述べられている。「実際の判断に当たっては、上記一から四までの各有価物判断要素の基準に照らし、

(93)

適正な再生利用を行おうとする客観的な意思があるとは判断されない、又は主に廃棄物の脱法的な処分を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず廃棄物に該当するものと判断される」。

再生利用認定制度（廃棄物処理法九条の八、十五条の四の二）は、「平成九年の法改正により、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定する制度を設け、認定を受けた者については、処理業及び施設設置の許可を不要とする規制緩和措置を講じたものである」（『廃棄物処理法編集委員会編著『廃棄物処理法の解説 平成二四年度版』（一般財団法人 日本環境衛生センター、二〇一二年）解・一五三頁、三一七頁）と説明されている。その認定要件としては、①当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること、②当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること、③②に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること、が定められている（『廃棄物処理法九条の八第一項、第十五条の四の二第一項』）。

対象となる廃棄物は、環境大臣が定める一定のものとされており（『廃棄物処理法施行規則六条の二、一二条の一二の二』、具体的品目については、環境省告示で定められている。一般廃棄物については、「環境大臣が定める一般廃棄物」（平成九年二月二六日厚告二五八号・最終改正・平成二六年一月三一日環告二二号）で定められており、①廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る）、②廃プラスチック類、③廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一条第二項に規定する化製場から排出されるものに限る）および④金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することのできる程度に含むものが廃棄物になったものに限る）が指定されている。また、産業廃棄物については、「再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物」（平成九年二月二六日厚告二五九号・最終改正・平成二六年一月三一日環一四号）で定められており、①廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る）、②汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造、太陽電池製造若しくはシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る）（傍線筆者）、③廃プラスチック類、④廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一条第二項に規定する化製場から排出されるものに限る）および⑤金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することのできる程度に含むものが廃棄物になったものに限る）とされている。

なお、制度の対象となる廃棄物は、告示されたものに限られるが、これについては、次のような説明がされている。「本制度は、廃

棄物の不適正処理を防止するための各規制措置の例外を設けており、廃棄物が一旦不適正処理されれば、現状回復が困難であり膨大な社会的コストと生活環境保全上の支障を生ずるという性格のものであること、また、本制度を導入した平成九年の法改正の国会審議においても、この制度が廃棄物の不適正処理の温床とならないように厳しく運用すべきとされたところであることから、その運用について万全を期す必要があるためである（『廃棄物処理法編集委員会編著・前掲『廃棄物処理法の解説 平成二四年度版』解・一五三頁、三一七頁）。

- (94) 産業廃棄物の収集・運搬業および処分業を行う者とは、都道府県知事の許可を受けなければならないが、①事業者（自ら収集・運搬または処分を行う場合に限る）、②専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集・運搬または処分を行う者、および③その他環境省令で定める者については、この限りでない、と定められている（『廃棄物処理法第一四一条一項、六項』。この③の「その他環境省令で定める者」については、再生利用が確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集・運搬または処分を業として行う者であつて都道府県知事の指定を受けたものが該当するとされている（『廃棄物処理法施行規則九条二号、一〇条の三第二号』。これが産業廃棄物に関する再生利用指定制度である。この制度の趣旨については、「これによりこれらの産業廃棄物の再生利用を容易に行えるようにするものである」（『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則九条第二号及び第一〇条の三第二号に基づく再生利用業者の指定制度について』（平成六年四月一日衛産第四二号、最終改正：平成一一年三月一五日）と説明されている。なお、一般廃棄物の再生利用指定制度についての説明は省略する。

- (95) 大塚直「廃棄物の定義（2）」法教三一九号（二〇〇七年）七九頁。

- (96) 本稿（二）・北海学園大学法学研究五五卷三三五六七—五六八頁。

- (97) 北村喜宣「総合判断説・再考」同『廃棄物法制の軌跡と課題』（信山社、二〇一九年）六〇頁・注（28）では、鉄鋼スラグに関し、「利用に耐える良質のスラグを得るために、主産物である鉄鋼を製造する過程において、フッ素を添加するなど種々の工夫がされて」おり、これは、「排出の状況」という要素に照らしても、廃棄物性を否定する重要な事実である、とされている。

- (98) 古田祐紀（当時）法務省刑事局参事官「『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』伊藤榮樹ほか『注釈特別刑法第七卷 公害法・危険物法編』（立花書房、一九八七年）一三二頁。古田説については、本稿（一）・北海学園大学法学研究五三卷四四二—四二六頁参照。

- (99) 廃棄物処理法（表の中では単に「法」という）の規制の適用関係について、再生利用認定業者だけではなく、他のものも整理すると次の表のようである。

「廃棄物」概念の解釈論（三）

ア 一般廃棄物 廃棄物処理法編集委員会編著・前掲注（95）・『廃棄物処理法の解説 平成二四年度版』解・一五四―一五五頁。

業の許可 処理基準	法第七條第一項 法第七條第十三項	法第十八條 （報告徴収）	法第十九條 （立入検査）	法第十九條の三 （改善命令）	法第十九條の四 （措置命令）	施設設置の 許可 （法第九條の三）	一般廃棄物								
							市町村	処理業者（収集 運搬／処分）	専ら再生利用の目的とな る一般廃棄物、その他環 境省令で定める者※	再生利用 認定業者	広域処理 認定業者	無害化処理 認定業者			
○	×	○	×	×	×	届出 （法第九條の三）	○	○	×	○	×	×	○	○	×

○は廃棄物処理法の規制の適用があるもの
×は規制の適用がないもの
※は、省令第二条各号、第二条の三各号

イ 産業廃棄物 廃棄物処理法編集委員会編著・前掲注(95)・『廃棄物処理法の解説 平成二四年度版』解・三二七―三二八頁。

業の許可	処理基準	指導・監督					施設設置の許可
		法第十四条 第一項／第六項	法第十二条	法第十八条 (報告徴収)	法第十九条 (立入検査)	法第十九条の三 (改善命令)	法第十九条の五 (措置命令)
産業廃棄物	排出事業者	×	○	○	○	○	○
	処理業者	○	○	○	○	○	○
	もつぱら物業者その他省令で定める者※	×	×	○	○	×	○
	再生利用 認定業者	×	○	○	○	○	×
	広域的処理 認定業者	×	○	○	○	○	○
	無害化処理 認定業者	×	○	○	○	○	×

○は廃棄物処理法の規制の適用があるもの、×は規制の適用がないもの、※は環境省令第十二条の十二の四

(100) 廃棄物処理法編集委員会編著・前掲注(95)・『廃棄物処理法の解説 平成二四年度版』一五三頁、三二七頁。本稿・注(95)参照。
(101) 「廃棄物等のうち有用なもの」(循環資源)の循環的利用については、本稿(二)・北海学園大学法学研究五五卷三三五七三―五七四頁。